

平成 23 年 6 月 17 日

指定工事事業者 各位

鹿児島市水道局 給排水設備課長
(公印省略)

今年度から始まった新しい制度等についてはこれまでも文書・講習会などでお知らせしてきたところですが、まだ十分にその内容が浸透していない事例が見られるところです。つきましては以下のとおり制度等の運用について注意していただくようお願いいたします。

1、普通式の導入

マンションなどの所有者等は、遠隔指示メーター取替えの際、次の二とおりの選択ができるようになりました。

- (1) 遠隔指示メーターから通常の各戸メーターへ取替える（普通式へ変更）。
- (2) そのまま遠隔指示メーターから遠隔指示メーターへ取替える（遠隔式のまま）。

メーター取替えの依頼を受けたときは、それぞれのメリット、デメリットを所有者に十分説明したうえ、どちらを選択するか所有者の意向を確認するようお願いいたします。

2、施行基準の改正

平成 23 年 4 月 1 日改正の施行基準は、平成 23 年 7 月 1 日から運用されます（一部を除く）。これにより使用できる材料等が変更になりますので、7 月 1 日以降に工事申請するものについては改正施行基準を確認のうえ間違いのないようお願いいたします。